

大伴家持と越前・越中の在地社会

—家持の墾田をめぐる—

中村 順昭

1 国司・郡司をめぐる諸問題

『万葉集』巻17～19には大伴家持が越中守であったときの歌が多数収められている。これらは歌人大伴家持を考える上で欠かすことのできないものであり、また8世紀の国司について考える際の貴重な史料である。

国司制度は律令国家による全国支配、諸制度や文化が日本列島に及ぶのに大きな役割を果たした。従って国司に関する研究も多く蓄積されており、それらの中で越中守大伴家持についてもしばしば論じられている。その多くは「出挙の政」による国内巡行、郡司らも集めての正月の宴席など律令に定められた国司の業務が家持の場合にも見られることなど、国司の実像を律令との関わりから考察するものであった。また家持は中央政界との結びつきに関心が強く、越中の在地社会との結びつきにはあまり関心が払われていなかったと論じられることが多い⁽¹⁾。

いっぽう、近年郡家など地方官衙の遺跡の発掘調査が進展し、木簡など出土文字資料もふえて、いわゆる郡雑任など律令に規定のないさまざまな人々が国郡の行政に絡んで活動することが指摘されている⁽²⁾。地方遺跡から出土する木簡は行政機構の末端に関わるものが多く、国司官人の活動を直接に示すものはないが、鐘江宏之氏は国府でさまざまな在地者が行政の実務を担ったことを指摘している⁽³⁾。そのことは国司と在地社会との関わり方を考える上でも重要な検討の視点であり、9世紀以降の地方社会や行政の変化を考える上でも考慮しなければならない問題である。また新潟県下ノ西遺跡出土木簡には稲の出挙に関する記載があり、その担当者が自らが仕えた郡司の大領と思われる「殿門」の稲に関してとともに「掾大夫借貸」の稲が記されている(『木簡研究』20、1998年)。個々の国司が在地の実務者と関わりを持っていたことを示す史料として注目される⁽⁴⁾。

8世紀の国司と在地社会との関わりで、従来からよく取り上げられるのは、越前国史生の安都雄足で、造東大寺司と密接な関係にあった雄足が東大寺領荘園の経営に国司として活躍したことである。また本稿でも少し触れる越中国礪波郡の豪族礪波志留志がのちに越中員外介となり、国司としても東大寺領荘園の経営に関わったことも知られている⁽⁵⁾。これらは東大寺領荘園に関する史料から知られることで、やや特殊な事例と見ることもできる。しかし、前述したような地方行政に関する研究を考慮するならば、国司と在地社会との関わりについては、より多くの地域で、さまざまな観点から検討する必要があるだろう。そこで本稿では、国司としての大伴家持と任国の社会との関わりについて、特に墾田を所有していたことを手がかりに考えてみたい。そのことを通じて、平城京と地方社会との関係を考える手がかりともしたいと思う。

2、越中守大伴家持の墾田

大伴家持は、国司として越中守、因幡守、薩摩守、相模守、伊勢守などを歴任したことが知られている。その中で、越中守には天平18年(746)6月に任じられ(『続日本紀』)、天平勝宝3年(751)7月

に少納言に転じる（4248題詞）まで、約5年間その任にあった。この間、天平勝宝元年4月に従五位下から従五位上に昇進している。『万葉集』の巻17から巻19の3巻の多くは、この時期の歌であることはよく知られている。それらの歌の多くは越中国司たちの交流などの宴席の場での作歌で、越中の地域社会との関わりをうかがわせるような歌は少ない。

その中でも、4136番歌では、「天平勝宝二年正月二日に、国庁にして饗を諸の郡司等に給ふ宴の歌一首」として、「あしひきの山の木末のほよ取りてかざしつらくは千歳寿くとそ」とある。正月の宴会の席での歌である。これは儀制令元日国司条の

「凡そ元日には、国司皆僚属郡司等を率ゐて、庁に向ひて朝拝せよ。訖りなば長官賀受けよ。宴設くることは聴せ」

に対応するもので、国司がクニノミコトモチ、天皇の代理人として郡司以下の在地の人々に対する側面を表している。

また、正月以外でも、4071番歌「しなごかる越の君らとかくしこそ柳かづらき楽しく遊ばめ」は、左注に「右、郡司已下子弟已上の諸人多くこの会に集ふ。因りて守大伴宿祢家持この歌を作る」とある。ここでの「この会」とは、4070番歌の左注によれば、先の国師の従僧が京に帰るのにあたっての饗別の宴である。ここでは郡司らに対して「越の君ら」と距離をおいた意識が見受けられる。

しかし、5年間もの任期中に越中の在地社会と家持との結びつきは、その程度のものにとどまったのか、もう少し探る余地はないであろうか。そこで注目したいのは4138番歌である。

壘田地を檢察する事に縁りて、礪波郡主帳多治比部北里が家に宿る。ここに忽ちに風雨起こり、辞去すること得ずして作る歌一首
荊波の里に宿借り春雨に隠り障むと妹に告げつや
二月十八日守大伴宿祢家持作

壘田地の檢察のために礪波郡に赴いたときに、風雨によって郡司の主帳である多治比部北里の家に宿を借りたときの歌で、天平勝宝2年のものである。壘田地の檢察が国司としての職務によるものであった可能性もあるが、国内の個々の壘田地について国守みずからが現地に赴いて檢察したとは考えにくい。たとえば4085番歌に

天平感宝元年五月五日に、東大寺の占壘地使の僧平栄等を饗す。時に守大伴宿祢家持、酒を僧に送る歌一首
焼き大刀を礪波の関に明日よりは守部遣り添へ君を留めむ

とあるように、東大寺の大規模な壘田地についても、酒の饗応を行っているが、それ以上のことは知られない。礪波郡にみずから赴いたのは家持自身の壘田地が礪波郡にあったからと考えてよいであろう。また、その時期が2月であることから、耕作そのものの状況視察ではない。壘田地の占地あるいは開墾そのものに関わる檢察であったのであろう。

礪波郡では、家持が越中守在任中の天平19年9月に、無位礪波臣志留志が米三千石を大仏知識に献じて外従五位下に叙されている（『続日本紀』）。礪波臣氏はその氏姓からうかがえるように、礪波郡

の郡司を輩出した氏族で、佐伯有清氏によって礪波氏の系図が紹介されている。⁽⁶⁾志留志は、そののち神護景雲3年(769)3月に越中員外介に任じられ、また東大寺に墾田100町を献上したことによって従五位上に昇進している。越中国の東大寺領荘園の形成に深く関わった人物である。志留志と東大寺との関係がどのように作られたのかは明らかでないが、天平19年の米三千石の献上が大きな契機となったと考えられる。その際に、越中国司があいだに介在した可能性は高く、のちに家持が礪波郡に墾田を持っていたことからすれば、家持が関わった可能性は十分に考えられる。米沢康氏は家持と志留志の関係について、東大寺と緊密に結びついた礪波臣志留志に対して、家持は大仏開眼についての歌を残していないなど、東大寺との関わりが弱いなどのそれぞれの政治的立場や動向や、『万葉集』のなかに礪波氏の人間が一人も登場しないことなどから、二人の間に緊密な関係はなかったとしている。⁽⁷⁾確かに家持と礪波志留志との間に連携のようなものは見だしにくいし、家持が墾田の検察に赴いた際に宿を借りたのが礪波一族ではなく、主帳の多治比部北里であったことからすれば、家持が礪波郡でも結びついたのは礪波氏ではなく多治比部氏であったことによるものかもしれない。しかし東大寺との関わり方の違いは、家持が少納言として帰京後のことで、前掲の4085番歌に見るように東大寺の野占使平榮らを家持は饗応しており、当初から東大寺や礪波志留志と家持との関係を対立したものとする必要はないであろう。

神護景雲元年11月16日の「越中国礪波郡井山村墾田地図」(『大日本古文書』東大寺文書4)では、署名を加えているのは専当国司としての員外介波臣志留志と「田使」としての副擬主帳蝮部公諸木であり、また東大寺領の南に接して蝮部千対の地が所在している。蝮部氏は多治比氏と同一で、多治比部北里が延喜9年(909)の「越中国官倉納穀交替帳」(『平安遺文』204号)に「蝮部北理」と記されている例がある。諸木には「公」のカバネがついているが、北里と同族と考えてよからう。多治比部氏も東大寺の荘園に関与しており、その開発と家持の墾田獲得との関係を推測することもできよう。

また礪波郡には橘奈良麻呂の田地が存在した。天平宝字3年(759)11月14日の「越中国礪波郡石栗村官施入田地図」(『大日本古文書』東大寺文書4)によれば東大寺に施入されたこの地がもとは奈良麻呂の地であったことが記されており、奈良麻呂の乱後に没官されたことが知られる。橘奈良麻呂がこの墾田を所有した経緯は不明だが、奈良麻呂と家持との緊密な関係はよく知られるところで、その墾田の形成に家持が関わった可能性は十分に考えられる。墾田の開発には用水溝の掘削が必要で、8世紀の越前国東大寺領荘園に関する史料では500丈(1丈は約3メートル)を越える長さの溝を開発することがいくつも知られ、なかには2500丈の溝もあった(『寧楽遺文』715~719頁)。従来の用水では水が届かなかった場所に新たに用水を届かせるのであるから、川の上流から既に耕地化している所を通る用水溝を作って灌漑することになる。

例えば東大寺領越前国足羽郡の荘園での開発に関する天平神護2年(766)10月10日の足羽郡司解には次のようにある。

足羽郡司解 申応掘開東大寺田溝事

合式所

一、道守村田為漑応掘溝長一千七百廿一丈〈從堰口至于寒江者〉

四百卅三丈之広二丈〈溝裏一丈、二辺土掘置各六尺〉応損田九段二百廿四歩〈百姓口分〉

一千二百八十八丈之広一丈〈溝裏六尺、二辺土掘置各三尺〉応損田一町四段百二十歩〈百姓口分〉

(中略)

以前、被国今月七日符簡、為漑件田、応掘溝処、検定申送者、謹依符旨、勘定如件、郡司商量、寺家

并王臣已下百姓等共応勞掘、仍具事状申送、謹解、

天平神護二年十月十日

大領正六位上生江臣「東人」

寺使 生江臣「黒足」

生江臣「息嶋」

国使 伊香「男友」

(『大日本古文書』4巻549頁、『寧楽遺文』718頁。〈〉内は小字双行)

これによれば道守村では長さ433丈、広さ2丈の溝を作るために百姓の口分田9段224歩が損なわれ、長さ1288丈、広さ1丈の溝のために口分田1町4段120歩が損なわれることとなっている。この文書自体は『東大寺文書』で、東大寺に送られたものであるが、その内容は国の符すなわち国司の命令によって郡司が作成した計画で、国司に対してもその内容は伝えられたはずである。また、ここで「国使」として署名している伊香男友は天平勝宝7歳の「越前国雑物収納帳」にも名がみえる人物で(『大日本古文書』4巻80頁)、国府の下級職員であり、この開発に国司も関与しているのである。さらにこの文書では、開墾の計画の中心になっているのは、従来から東大寺領の経営に深く関わっていた大領の生江東人であるが、「寺家并王臣已下百姓」らがともに溝の掘削にあたるとしており、東大寺やそれに関わる人々だけでなく王臣らも協力すべきことが記されており、大規模な墾田の開発と、そのための溝の掘削には、さまざまな勢力が共同してあたったことを窺わせている。奈良麻呂でも家持でも、墾田獲得にあたって、自ら力で開墾にあたったのではなく、在地の諸勢力による開墾にともなって得られた墾田であったと考えるべきである。

また越前国足羽郡では東大寺領荘園に関わる大領生江臣東人と勅旨田の経営を担当する少領阿須波臣東麻呂との間で用水の利用をめぐる対立することも起こっており、郡司クラスの豪族の間でも用水を共同で利用することもあり、それが対立の要因となることもあった。⁽⁸⁾家持の墾田獲得が礪波郡主帳多治比部氏との関わりの中で行われたとしても、郡領氏族礪波氏や礪波志留志の墾田開発とも重なり合うことも想定できる。その関係が対立的であったか、協調的であったかは現在のところ知ることはできないが、家持が礪波郡に墾田を持っていたこと、そしてそれには在地の勢力との結びつきが存在したことは想定してよいであろう。

3. 大伴家持の越前国加賀郡の所領

大伴家持は越前国にも所領を所有していた。これは延喜14年(914)の「三善清行意見十二箇条」(『本朝文粹』巻第二)から知られることで、その第4条「大学生徒に食料を加給せんと請う事」のなかで、かつて「罪人伴家持の越前国加賀郡没官田一百余町」などを勸学田と号して大学寮の生徒の食料に充てていたが、承和年中(834~848)に伴善男が家持の無罪を訴えたため、加賀郡の勸学田を返給するなどして学生の食料に不足をきたしているのので、「罪人伴善男」に返給した加賀郡田を再度没官するなどして、大学寮の財源を増やすことを清行は求めている。ここに記された罪人伴(大伴)家持の没官田とは、『続日本紀』延暦4年(785)8月庚寅(28日)条などから知られるように、家持の没した翌月におきた藤原種継暗殺事件について家持はその首謀者として没後の除名処分を受けたことによるものである。なお伴氏は、大伴氏が弘仁14年(823)淳和天皇の諱である大伴を避けて氏の名を伴と改

めたものである。家持はその死亡時の延暦4年の段階で越前国加賀郡に100余町の所領を持っていたことが知られるが、家持自身はその経歴の中で越前国司を務めたことは知られていない。それではなぜ家持は越前に所領を持っていたのだろうか。

この疑問に明確な解答は見いだせないが、一つの可能性として家持が越中守の時に国の領域を越えて墾田を獲得したと考えることである。越前国加賀郡（後には加賀国）は、家持が墾田を持っていた越中国礪波郡と隣接する郡である。郡の領域を越えて田地の経営を行うことがあったは、越前国足羽郡大領の生江臣東人が同国の坂井郡に所在する東大寺領桑原庄の経営に関与したことなどから知られる。また越前国坂井郡の郡領氏族として知られる品遅部氏が越中国礪波郡の郡司の中に見られる（『越中国官倉納穀交替帳』『平安遺文』204号）ように、在地の諸勢力が国の範囲を超えて活動したことは考えられる。ただし、礪波郡主帳の多治比部氏が加賀郡にまで活動範囲が広がっていたかは不明であり、また国司が国の範囲を超えて墾田を獲得することがあったか疑問でもあり、この想定の可能性は低い。

もう一つの可能性は、家持が同族の者を通じて越前に墾田を獲得した可能性である。家持が越中守であった時に、越前掾大伴池主としばしば歌の交換をしたことはよく知られている。池主だけでなく大伴氏には越前国司を歴任した人が多い。家持が没した延暦4年以前で判明するものをあげると、以下の例が知られる。

大伴邑治麻呂（祖父麻呂）、守、天平3年2月26日見、『大日本古文書』1-439

大伴首名、介、天平10年4月カ見、『大日本古文書』24-75

大伴駿河麻呂、守、天平18年9月14日任、『続日本紀』

大伴池主、掾、天平勝宝元年3月15日見、『万葉集』4073など

大伴潔足、掾、天平勝宝7歳3月9日見、『大日本古文書』4-49

大伴（名欠）、少目、天平宝字8年2月9日見、『大日本古文書』5-477

大伴伯麻呂、守、宝亀7年9月10日任、『続日本紀』

天平3年(731)から宝亀7年(776)の50年弱の間で7人が知られ、大伴氏は越前国と深い関わりを持っていた。また天平勝宝7歳3月9日越前国公験（『大日本古文書』4巻49頁）などによれば、越前国坂井郡の東大寺領桑原庄は東大寺が大伴宿禰麻呂から買得した地100町に始まる。大伴麻呂は、天平6年に外従五位下となり、天平宝字3年に散位従四位下で没した人物で、その官歴は右京亮が知られるだけで不明な点が多いが、越前国司の経歴は知られない。大伴麻呂がかつて越前国司であって、その時に墾田を獲得した可能性も否定できないが、前述の越中での橘奈良麻呂のように国司としてでなく墾田を得ている例もあるので、麻呂の場合も一族が国司であることを通じて墾田を獲得した可能性が高い。そして家持の墾田100余町も、同じようにこれら一族が国司であることを通じて得たものであったと考えられる。

大伴氏には、信頼度の高い系図がなく、これらの人々の系譜関係は十分には確認できず、家持との関係では、駿河麻呂と池主が又従兄弟の関係で、他の人々はさらに遠い血縁と思われる。家持は『万葉集』中で、「族を諭す歌」（4465）、「氏族の人等」の「集宴」の歌(4298)など、大伴氏の一族の結束をモチーフにした歌を作っている。大伴氏は古來からの雄族としてその氏族の範囲が広いが同族としての意識が強かったことを窺わせるが、それは意識面だけでなく、田地の所有など経済面でも背景があったと見られる。

前述のように、家持の加賀郡の田地は没官された後、伴善男が要求して返却されている。伴善男は、家持の従兄弟である大伴古麻呂の曾孫にあたり、家持直系の子孫ではない。にもかかわらず、善男が返却を受けているのは、彼が伴氏の氏上の立場にあって返却を求めたためであろう⁽⁹⁾。この田地は家持が除名処分を受けたことによって没官されたものであるから、家持個人の所有した土地であったことになるが、その所有が同族の国司を介してのことと考えられ、また家持が没した時点では中納言、従三位と大伴氏の中で最も官位が高く氏上の立場と考えられることからすれば、氏族の財産としての田地であったと見ることができる。家持の死没、除名より以前には大伴氏から7名もの越前国司が知られるのに対して、家持没後は9世紀までを通じて越前、加賀両国の国司に大伴氏から任じられた者は知られない⁽¹⁰⁾。このことから越前国との結びつきは家持個人というよりは伴氏の氏族としてのものであったと考えられる。

4. 国司と在地社会——むすびにかえて——

国司が在任中の墾田については、天平元年11月7日の太政官奏に「諸国司ら前任の日に水田を開き墾らば、本より功を加ふる人と、転りて買ひ得し家とを論ぜず、皆咸く還し収めて、便ち土人に給はむ。若しその身遷り替ること得ぬ者有らば、常に依りて佃ること聴さむ。自余の開き墾るは、一ら養老七年の格に依らむ」(『続日本紀』)とあるように、在任中の耕作のみ認められていた。天平15年5月27日の墾田永年私財法で「国司任に在る日は、墾田一ら前の格に依れ」とする「前の格」はこの天平元年官奏をさすと考えられ、これは田令荒廢条の「其れ官人、所部の界の内にして、空閑の地有り、佃らむと願りせば、任に當種すること聴せ。替り解けむ日には、公に還せ」とある空閑地の耕作が任期中に限り認められていたことを受け継いだものである。墾田永年私財法の国司の墾田に関する規定は『類聚三代格』にも収められており、「弘仁格」の段階でも現行法として通用していたことになる。したがって、これが厳密に守られていたとすれば、前述の大伴家持の越中国の墾田が家持自身のものとなっていたならば、家持が越中守から少納言に転じた時点で収公されてしまうことになる。一方、越前国の墾田は、家持自身は越前国司を経験しておらず、在任中の墾田とならないので、家持の死亡時まで所有されていたことになる。国司自らが開墾・耕作に関わっても、国司本人の墾田としない方便が採られたであろうことは容易に推測される。越前国司となった大伴氏の人々は、実際にはこの墾田の耕作に関わっていたのであろう。また家持が開墾した越中の墾田は、名目的には家持の墾田とされなかった可能性は高い。

越前国で大伴氏が多く国司を輩出していたが、国司が特定の氏族に偏ることは他の国でも見られることである。たとえば武蔵国では8世紀に石川氏から6人、多治比氏から5人、高麗(肖奈・高倉)氏から3人の国司が確認される。なかでも高麗氏では、高麗福信が3回にわたって武蔵守を務めている。高麗氏は高句麗から渡来したのち武蔵国高麗郡に安置された氏族で、本貫地のある国の国司を輩出している。このような場合、国司は単にクニノミコトモチとして、中央政府を代表して在地の勢力と対峙するよりは、国内の諸勢力をまとめるという機能があったのではないか⁽¹¹⁾。国司には郡司らを統轄して、国の単位で中央政府に対して責任を負う役割がある。その場合、任国に関わりを持って、任国の状況に通じていることも国司に求められる一つの要件であったであろう。越前国の大伴氏のように同一氏族から多くの国司が輩出したのは、そのような側面からであったのではないか。越中国で礪波志留志が員外介となったのも場合に考えられる。国司が在地社会と結びつくことは、8世紀から

存在したと考えねばならない。

大伴家持の墾田に関わる歌は『万葉集』の中で4138番歌の一首のみで、しかも歌の内容は宿を借りたことについてであって、耕作や開墾そのものについてではない。国守としての国内巡行での作歌が4021から4029にあるが、「春の出挙に依りて、諸郡を巡行し、当時当所属目して作れり」とするように、各歌はそれぞれの場所をモチーフとするもので、出挙そのものや国司としての職務に関する歌ではない。越中守家持が作歌の日付や場面を記録している所を手がかりに、本稿では家持の墾田所有について推測してきた。正月宴席などでの郡司らとの交流も残された歌だけでなく、その背景に密な関係を推測することもできるかもしれない。そのような点は後日の課題としたい。

『万葉集』の背景となる平城京と地方社会を考える場合、礪波志留志のような地方豪族が中央に出て文化や知識を吸収して地方に持ち帰る場合と、家持のように平城京から地方へ期間を限って赴任して文化や知識を普及させる場合とがあったと考えられる。また地方に関する知識や地方の文化も、地方豪族が平城京にもたらすものと、国司など派遣官が帰京して伝えられるものがあったであろう。この両面から考えることが平城京と地方社会を考える上で必要なのではないだろうか。

注

- (1) 代表的なものとして、北山茂夫『大伴家持』(1971年、平凡社)
- (2) 西山良平「〈郡雑任〉の機能と性格」(『日本史研究』234、1982年)、中村順昭「律令制下の国郡衙の職員構成」(黛弘道編『古代王権と祭儀』、1990年、吉川弘文館)
- (3) 鐘江宏之「律令国家と国郡行政」(『歴史学研究』729、1999年)
- (4) 中村順昭「律令官人制的編成と地域社会」(『歴史学研究』729、1999年)
- (5) 代表的なものとして、安都雄足については藤井一二『初期荘園史の研究』(1986年、塙書房)、礪波志留志については米沢康『越中古代史の研究』(1965年、越飛文化研究会)をあげておく。
- (6) 佐伯有清『古代氏族の系図』(1975年、学生社)
- (7) 米沢康「利波臣志留志をめぐる諸問題」(前掲『越中古代史の研究』)
- (8) 中村順昭「律令官人的編成と地域社会」(前掲)
- (9) 佐伯有清『伴善男』(1970年、吉川弘文館)
- (10) 宮崎康充編『国司補任』第2・第3(1989、90年、統群書類従完成会)による。
- (11) 中村順昭「8世紀の武蔵国司と在地社会」(『史叢』73、2006年)